

「青色申告」って何？

提供：丸山昭一税理士事務所

1. 青色申告の概要

「青色申告」「白色申告」・・・申告書の用紙の色がちがっていたことに由来

「青色申告」は **特典** と **義務** が付いた申告の方法

特典： 個人事業(青色申告特別控除、青色事業専従者給与、貸倒引当金、純損失の繰越控除・・・)
法人(欠損金の繰越控除、特別償却、特別控除・・・)

義務：「正規の簿記」(複式簿記)に従った記帳



2. 青色申告の選択

申請→承認 (何も届出をしない場合には白色申告)
「青色申告承認申請書」

個人：開業日から2ヶ月以内
(その年1月16日までに開業は、その年3月15日まで)
法人：普通法人で会社設立日から3ヶ月以内と
当該事業年度終了の日のいずれか早い日

3. 帳簿の保存期間

個人事業：青色申告者と白色申告者で年所得が300万円超



| | | |
|--------|-----|----------------------------|
| 帳簿 | 7年間 | |
| 決算関係書類 | 7年間 | |
| 取引関係書類 | 7年間 | 現金・預金関係 (領収書、預金通帳、小切手控) |
| | 5年間 | 上記以外 |

法人：青色申告・白色申告問わず すべての書類が7年